届出事由	
廃止等年月日	
暗号資産交換業の全部又は一部を廃止したときは、その理由 □全部　□一部	
暗号資産交換業の全部又は一部廃止したときは、廃止する暗号資産交換業の内容 □全部　□一部	
事業譲渡等の事由により暗号資産交換業を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先 □全部　□一部	
届出者と暗号資産交換業者の関係	

（記載上の注意）

１．法第63条の３第１項の登録申請書又は法第63条の６第１項若しくは第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」の欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

［２．～４．　略］

別紙様式第15号（第40条第５項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

住所（郵便番号）

電話番号（　　）　　―

商　　号

代表者の

氏　　名　　印

暗号資産交換業廃止公告届出書

年　　月　　日付で下記の方法により暗号資産交換業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、暗号資産交換業者に関する内閣府令第40条第５項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

［略］

届出事由	
廃止等年月日	
仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止したときは、その理由 □全部　□一部	
仮想通貨交換業の全部又は一部廃止したときは、廃止する仮想通貨交換業の内容 □全部　□一部	
事業譲渡等の事由により仮想通貨交換業を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先 □全部　□一部	
届出者と仮想通貨交換業者の関係	

（記載上の注意）

１．法第63条の３第１項の登録申請書又は法第63条の６第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

［２．～４．　同左］

別紙様式第15号（第32条第５項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

住所（郵便番号）

電話番号（　　）　　―

商　　号

代表者の

氏　　名　　印

仮想通貨交換業廃止公告届出書

年　　月　　日付で下記の方法により仮想通貨交換業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第32条第５項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

［同左］